

森林経営管理法 安積・深河谷・谷・今市団地

森林経営計画提案業務 仕様書

1. 仕様書

- (1) 森林経営計画樹立までのフロー
- (2) 全体概要・広域図
- (3) 提案書について
- (4) 施業提案書に係る添付書類について
- (5) 選定基準
- (6) 提案にあたっての留意事項等
- (7) 選定後の留意事項等
- (8) 市有林等の整備に係る契約方法
- (9) 市有林等に係る市補助金の取扱
- (10) 市有林等に係る精算方法
- (11) 審査前の森林経営計画の取扱
- (12) その他共通事項

(1) 森林経営計画樹立までのフロー



選定業者におけるメリット

①最新情報に更新した林地台帳の取得

市が実施した森林所有者への意向調査に基づき、選定された林班の最新林地台帳を提供します。

②「寄付地」及び「委託地」については市との契約でOK

市が実施した森林所有者への意向調査に基づき、森林所有者の意向により「市へ寄付」または「市と委託協定を締結」した森林については、個人と委託契約等を締結する必要はありません。

③市が選定した林業事業体である事を森林所有者へ事前に通知

市が実施した森林所有者への意向調査に基づき、森林所有者の意向が「自己管理」または「回答なし」であった所有者に、市から事前に業者選定通知を送付します。
この通知により近いうちに施業が実施（森林経営計画の樹立）されることが森林所有者へ周知されます。

④市有林等については長期森林施業委託契約を締結

市有林等（※１）については、面積の大小に関わらず、市と長期森林施業委託契約を締結できるため、森林経営計画の樹立が容易となります。また、市との共同計画ではないため、単年の請負施業ではなく、選定業者が計画的に施業を実施できるようになります。

⑤森林経営計画参画について市が意向を確認

森林整備センター及びひょうご農林機構等分収契約地については、市が計画参画についての意向を確認します。

⑥保安林指定施業要件の変更（間伐率の上限を 35%に引き上げ）

施業の省力化・効率化のため、該当団地の保安林の間伐率を引き上げます。

（※１）市有林等とは

①：既存の市有林

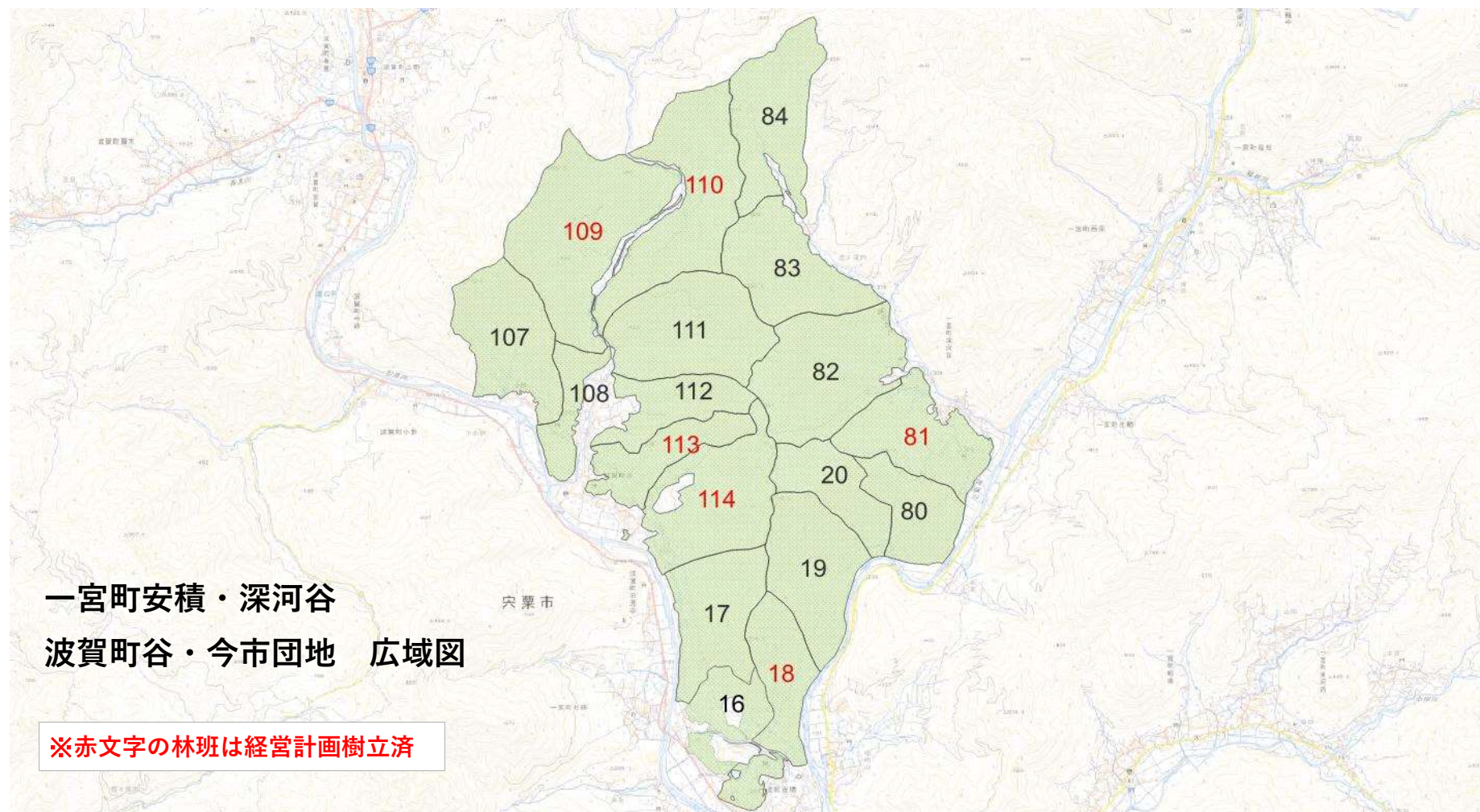
②：意向調査により市へ寄付された森林（市有林）

③：意向調査により市へ委託された森林（市と森林所有者で委託協定を締結）

(2) 安積・深河谷・谷・今市 団地 概要

林班	森林簿より （R2年度）				森林所有者への意向調査実績																	備考	
	全体 面積	スギ・ヒノキ	無立木地 雑木林等	人工 林率	筆数	地籍 面積（㎡）	既存の市有林		意向調査により市へ寄付		意向調査により市へ委託		市直営分取地（公社）		買取予定官行造林		自己管理の森林			その他分取地（公団・公社）			
							筆数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）	筆数	人数	面積（㎡）	筆数	面積（㎡）		林班に占める 割合
16	29.61ha	13.91ha	15.70ha	46.98%	69	287,614	17	78,143			14	67,030					38	24	142,441			0.00%	
17	59.96ha	30.06ha	29.90ha	50.13%	21	591,226					5	94,623					16	21	496,603			0.00%	
18	55.77ha	31.83ha	23.94ha	57.07%	76	506,296	1	3,948	1	34,659	12	41,942					62	28	425,747			0.00%	提案業務対象外林班 経営計画樹立済
20	40.39ha	19.72ha	20.67ha	48.82%	8	421,174	4	325,042									3	3	25,788	1	70,344	16.70%	
80	40.94ha	11.48ha	29.46ha	28.04%	5	387,072											2	2	112,196	3	274,876	71.01%	
81	59.39ha	32.90ha	26.49ha	55.40%	43	538,770					15	115,457					27	5	307,986	1	115,327	21.41%	提案業務対象外林班 経営計画樹立済
82	88.01ha	65.44ha	22.57ha	74.36%	45	893,422	1	36,142			10	95,991					33	16	711,282	1	50,007	5.60%	
83	64.35ha	50.11ha	14.24ha	77.87%	34	674,935	1	18,577			3	32,536					30	16	623,822			0.00%	
84	69.97ha	59.97ha	10.00ha	85.71%	52	697,069	2	1,025	15	77,947	6	183,919					28	19	397,544	1	36,634	5.26%	
107	66.96ha	50.50ha	16.46ha	75.42%	68	674,541					19	63,461	1	175,139			48	19	435,941			0.00%	
108	23.40ha	17.17ha	6.23ha	73.38%	34	238,677					2	423					32	17	238,254			0.00%	
109	112.66ha	87.45ha	25.21ha	77.62%	42	1,053,974	3	181,033			5	6,113	1	368,506			33	14	498,322			0.00%	提案業務対象外林班 経営計画樹立済
110	97.82ha	84.64ha	13.18ha	86.53%	13	926,470	1	299,183			2	7,263	1	231,526			9	6	388,498			0.00%	提案業務対象外林班 経営計画樹立済
111	84.26ha	72.25ha	12.01ha	85.75%	27	814,048					3	20,104	2	485,330			22	12	308,614			0.00%	
112	38.70ha	32.51ha	6.19ha	84.01%	46	434,260					4	2,648	1	45,827			41	27	385,785			0.00%	
113	39.82ha	32.63ha	7.19ha	81.94%	51	368,105			2	12,081	8	72,143	1	60,491			40	22	223,390			0.00%	提案業務対象外林班 経営計画樹立済

林班	森林簿より (R 2年度)				森林所有者への意向調査実績															備考			
	全体 面積	スギ・ヒノキ	無立木地 雑木林等	人工 林率	筆数	地籍 面積 (㎡)	既存の市有林		意向調査により市へ寄付		意向調査により市へ委託		市直営分収地 (公社)		買取予定官行造林		自己管理の森林				その他分収地 (公団・公社)		
							筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	筆数	人数	面積 (㎡)		筆数	面積 (㎡)	林班に占める 割合
114	80.22ha	60.46ha	19.76ha	75.37%	118	766,902	3	222,394	12	30,618	22	42,853	2	106,221			79	31	364,816			0.00%	提案業務対象外林班 経営計画樹立済
					(長期森林施業委託)											(林地台帳等の情報を提供)			(市が意向を確認)				



(3) 提案書について

提案の項目は、施業種毎の面積、林班内の1ha当たりの総材積、施業にかかる事業者経費、全体収入（見込）等になります。

(施業にかかる業者経費について)

- ① 各工種の単価については、経費のみで算出した単価とし、利益を上乗せしないこと。
- ② 事業経費上限価格の設定について
 - ・搬出間伐、切捨間伐、皆伐について、経費の上限価格を以下の数値で積算しています。

設定数値（1haあたり）

	スギ	ヒノキ	・間伐率	列状間伐 25%（3残1伐）	※18%林地残存
・成立本数	1,400本	1,600本	・用材割合	45%	
・樹種割合	65%	35%	・未利用材割合	37%	
・樹種樹高	19m	15m	・作業道開設延長	150m	
・樹種胸高直径	24cm	22cm	・搬出材積（用材・未利用材）	140m ³	

・搬出間伐、皆伐等について、市が設定する経費の上限価格を超える場合は、失格となります。

(4) 施業提案書に係る添付書類について

- ① 施業計画図：※各林班の作成用データ（JPEG）をダウンロードし作成すること。
 - *図面表示事項：針葉樹と広葉樹等の別、フォワーダ路以外の既設道、搬出と切捨間伐等施業種別、搬出予定箇所の進入路の表示と路網計画等（縮尺は、下記事項が確認できる範囲で任意とする。）

(5) 選定基準（提案書毎に審査）

審査項目	審査の視点
1 実施体制	1. 本業務に従事する担当技術者体制が整備されているか (事務処理能力、施業能力等)
2 見積価格	1. 箇所ごとの事業者経費が妥当か
3 間伐量（面積）	1. 林班内のスギ・ヒノキ林において、取残しがないか
4 施業の効率性	1. 複数林班の提案により経費削減、路網密度減少となっているか 2. 過不足なく的確に具現化できる提案となっているか
5 業務の理解度	1. 業務の目的、コンセプト及び基本理念を理解し、提案に反映させているか
6 工夫・PR事項等	1. 他社にない工夫や特色が提案されているか
7 安全性	1. 安全性が配慮されているか
8 耐久性	1. 長期的な維持管理が想定されているか

(6) 提案にあたっての留意事項等

- ① 提案は、森林経営計画樹立を必須要件とする。
- ② 提案は、該当林班について単体又は複数を任意で選定し提案を行うこと。
(該当林班すべてを提案することではありません)
- ③ 提案は、森林経営計画の樹立を1単位とし提案書を作成すること。
- ④ 提案書に記載する間伐面積のほか数値等については、すべての民有林(森林整備センター・ひょうご農林機構等の分収地除く)を対象として提案書を作成すること。市有林等(*1)のみの提案を行うものではありません。
- ⑤ 提案箇所の森林経営計画は、令和12年3月31日までに認定請求を行い、認定を受けること。
・期間内に森林経営計画を樹立しなかった場合は、次回の提案への参加はできません。
(提案する経営計画期間を変更する場合は、事前に市と協議し、承認を受けること。)
- ⑥ 各事業体において、提案できる数に上限はない。
- ⑦ 市有林等(*1)の内、◎については、皆伐はできません。
- ⑧ 上記⑦以外において皆伐を計画する場合は、再造林(伐採と植栽一体)の提案を行うこと。
- ⑨ 提案書に記載される事業経費等については、精算時に市有林等(*1)においてのみ適用するものであり、それ以外の民有林についての適用を強制しない。(市有林等(*1)以外の民有林については事業体と森林所有者において協議し、委託契約等を締結してください。)
- ⑩ 市有林等(*1)において適用される事業経費等について、物価変動等により、経費に大きく変動がある場合は、市または選定業者より協議申出を行うことができる。
- ⑪ 提案する各林班内の1haあたりの平均材積について、出来高10%以上の減とならないこと。
【減となった時の対応及び提出書類等】
・10%以上15%未満…理由書の提出。
・15%以上20%未満…理由書及びプロット調査表(1箇所/ha)の提出。
※正当な理由と認められない場合は、20%以上と同様。
・20%以上…次回の提案への参加はできません。
上記の判定は、市有林等(*1)のみを対象とし判定するため、造林申請毎に行う市との精算時とし、次回の提案への参加が出来ないことについては、経営計画の終期以降とする。
- ⑫ 提案する搬出間伐面積は、出来高30%以上の減とならないこと。(搬出⇒切捨× 切捨⇒搬出○)
上記の判定は、提案を受けた面積(森林整備センター・ひょうご農林機構等の分収地を除く)を対象として判定するため、経営計画の終期以降の実行簿等提出時とし、次回の提案への参加が出来ないことについても同様とする。
- ⑬ 森林経営計画に基づき実施する間伐等の国県補助については、最も有利な補助事業の採択を受けること。

(*1) 市有林等とは

- ①A: 既存の市有林
- ①B: 意向調査により市へ寄付された森林(市有林)
- ①C: 意向調査により市へ委託された森林(市と森林所有者で委託協定を締結済の森林)

(7) 選定後の留意事項等

- ① 選定後に市から提供を受けた情報については、森林経営計画樹立に限り使用し、第3者へ提供することはできません。
- ② 選定後に他の林業事業体との森林経営計画の共同樹立は可としますが、市が共同樹立者と市有林等（＊1）について長期森林施業委託契約を締結することはできません。選定された業者がこの提案業務におけるすべてを遵守することとなります。
- ③ 災害等により選定された林班の状況が著しく変化し、提案内容での施業が困難な場合は、状況を把握した時点で市と協議すること。

(8) 市有林等（＊1）の整備に係る契約方法

- ① 長期森林施業委託契約を締結する。
- ② 契約期間は、森林経営計画の認定請求日の30日から10日前を始期とし、終期を森林経営計画の終期と同日とする。

(9) 市有林等（＊1）に係る造林申請及び市補助金の取扱

- ① 造林申請については、林班内に市が指定する㊶㊷がある場合は、別レコードで申請すること。林班内に市が指定する㊶㊷が無い場合は、レコードを分ける必要はありません。
- ② 宍粟市森林整備促進事業補助金交付要綱の要件を満たすものに限り、市有林等（＊1）においても森林整備促進事業を活用することが出来る。ただし、㊶と㊷に係る搬出間伐は対象外とする。なお、㊸他の民有林に係る補助については、要綱どおりの適用とする。

(10) 市有林等（＊1）に係る精算方法

- ① 精算書は、市が別途定める様式に基づき、作成すること。
- ② 精算書は、造林申請のレコード及び㊶㊷と㊸を分けて作成すること。
- ③ 市が指定する㊶㊷の納付額は、㊶㊷のみの売上と補助金の合計収入から、提案の事業者経費を差引き、1/2を市へ納付する。
(切捨間伐についても、補助金からの差引きで収益が出る場合は同様とする。)
- ④ 市が指定する㊶㊷以外の納付額は、押し並べた全ての森林の売上と補助金の合計収入から、提案の事業者経費を差引き、ha当たりの単価を算出し、その単価に選択された面積を乗じた後、1/2を市へ納付する。(切捨間伐についても、補助金からの差引きで収益が出る場合は同様とする。)
- ⑤ 提案された事業者経費については、精算時においても変更することはできません。

市が指定する㊶㊷ = 20 林班：安積 1407-1、1417-1

※市有林等（＊１）に係る補助金（造林、市上乘補助）の取扱と精算方法（図１）

１．林班内に市が指定する(A)(B)がある場合

	造林 申請 レコード別	森林整備促進事業（市上乘）				精算書	精算書 (業者作成 ＊一部市作成の場合あり)
		搬出	補助率	切捨	補助率		
(A) 既存市有林	(A)(B) 一括 申請	×	68%	○	100%	様式①	市が指定する(A)(B)（別紙指定一覧）については、他と材を分別搬出、面積についても実測により造林申請を別レコードとする。精算は様式①により指定森林のみで作成するものとする。 市が指定しない(A)(B)については、下記（(C)の精算）と同様とする。 (A)(B)(C)、⑦押し並べ可）
(B) 意向調査により寄付 (市有林)							
(C) 意向調査により委託	(C)(A) (A)(B) 一括 申請	○	80%	○	100%	様式②	(C)については、⑦を含め市が指定する(A)(B)を除く森林と押し並べ可能とする。なお、精算に係る面積は、登記面積又は市が航空写真等で算出した面積か、業者が行う実測面積のいずれかを選択することが出来る。 精算は、様式②により押し並べた森林すべてを対象としてha当たりの単価を算出し、上述で選択した面積に基づき市納付額を算出する。
(A) 事業体と所有者の委託							

＊ 林班内の(A)既存市有林及び(B)寄付市有林の指定箇所は、別紙（(A)(B)指定一覧）に示す。

＊ 施業前に限り、市が指定する森林(A)(B)の指定解除を協議することが出来る。

２．林班内に市が指定する(A)(B)がない場合

	造林 申請 レコード別	森林整備促進事業（市上乘）				精算書	精算書 (業者作成 ＊一部市作成の場合あり)
		搬出	補助率	切捨	補助率		
(A) 既存市有林	(A)(B) (C)(A) 一括 申請	×	68%	○	100%	様式②	(A)(B)(C)は⑦を含め、すべて押し並べ可能とする。なお、精算に係る面積は、登記面積又は市が航空写真等で算出した面積か、業者が行う実測面積のいずれかを選択することが出来る。 精算は、様式②により押し並べた森林すべてを対象としてha当たりの単価を算出し、上述で選択した面積に基づき市納付額を算出する。
(B) 意向調査により寄付 (市有林)							
(C) 意向調査により委託		○	80%				
(A) 事業体と所有者の委託							

(11) 審査前の森林経営計画の取扱

- ① 当業務に係る団地内において、審査前に森林経営計画の認定請求を行い、認定を受けようとする場合においては、意向調査結果を反映した林地台帳の提供はできません。
また、認定を受ける森林経営計画内の市有林等（＊１）については、長期森林施業委託を適用することが出来ないため、市有林等（＊１）との契約方法等については、別途協議することになります。
- ② 申請書等受付開始前に森林経営計画の認定請求があり、認定した林班については説明会へ参加の林業事業体へその旨を通知します。
(森林経営計画が樹立された林班については、提案出来ません。)

(12) その他共通事項

- ① 森林法並びに宍粟市森林整備計画等に基づき、必要な許認可等の手続きを行い、適切な施業を行うこと。(保安林内作業許可、伐採届、自然公園等)
- ② 森林所有者、地元自治会、関係者との調整を十分に行なうこと。